

改正

平成17年12月28日告示第358号

平成18年9月28日告示第144号

平成19年12月26日告示第150号

平成20年4月30日告示第77号

平成20年7月30日告示第109号

平成20年8月27日告示第122号

平成22年9月30日告示第154号

平成24年3月30日告示第68号

平成24年6月29日告示第132号

平成25年3月29日告示第56号

平成25年7月22日告示第157号

平成27年3月31日告示第79号

平成28年8月31日告示第160号

袋井市子ども医療費助成要綱

(目的)

第1条 この告示は、子どもの疾病を早期に発見し、早期に適切な治療を受けさせ、もって疾病の慢性化の予防を促進し、併せて保護者の経済的負担の軽減を図るため治療に要する医療費の助成を行い、子どもの健全な育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 乳幼児 子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する就学義務の猶予又は免除を受けている者は除く。
- (3) 小中学児童 子どものうち乳幼児以外の者をいう。
- (4) 保護者 親権者、後見人又はその他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

- イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- ウ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- エ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- オ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- カ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）をいう。

- (6) 医療費 健康保険法第76条第2項又は第88条第4項の規定により厚生労働大臣が定めた算定方法によりそれぞれ算定し合算した額をいう。
- (7) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、保険外併用療養費、特別療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。
- (8) 徴収額等 母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4の規定により徴収する額、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第2項の規定による自己負担額、同法第24条の20の規定による自己負担額、同法第56条第2項の規定により徴収する額（同法第50条第5号に掲げる費用に係るものに限る。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による自己負担額、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第31条の規定により徴収する額、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第2項の規定による自己負担額、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第2項及び第37条の2の規定により負担させることとする額及び肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成20年3月31日厚生労働省健発0331001号健康局長通知）6（2）イの自己負担額をいう。
- (9) 現物給付 市が医療費を保険医療機関、特定承認保険医療機関、保険薬局又は柔道整復師施術所（以下「保険医療機関等」という。）に支払う方式をいう。
- (10) 償還払 医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）が、受診時に医療費を支払い、後日、市へ申請を行い、給付を受ける方式をいう。

（助成の対象者）

第3条 この告示に定める助成対象者は、市内に住所を有する医療保険各法による被扶養者又は被保険者である子ども（以下「対象子ども」という。）を現に監護する保護者で、かつ、住民基本台帳に記録されているものとする。

- 2 対象子どもが転入により市内に住所を有したときは、転入の日から助成の対象とし、転出により市内に住所を有しなくなったときは、転出の日の前日をもって助成対象から除外する。

（助成対象の額）

第4条 助成の対象となる額は、対象子どもの傷病に係る医療費のうち、次に掲げるものであって、保険給付の額を控除した額、徴収額等に要した経費とする。ただし、第三者の行為による傷病に係る医療費及び医療保険各法の保険給付の対象とならない医療費を除く。

(1) 乳幼児の入院及び通院並びに小中学児童の入院に係る医療費

(2) 小中学児童の通院に係る医療費であって、医療保険各法の規定により当該保護者が負担すべき額から通院1回につき500円（当該保護者が負担すべき額が500円に満たない場合はその額とし、各月4回を限度とする。）を控除した額

(医療費助成の現物給付)

第5条 子どもに係る医療費の助成は、現物給付の方法により行うものとする。

2 医療費助成の現物給付を受けようとする者は、対象子どもの世帯の主たる生計を維持する者の直近の所得証明書を添付し、（現有公募により所得の確認ができる者を除く。）、子ども医療費受給資格取得申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

3 市長は、助成対象の要件を確認し、当該対象者に対して子ども医療費受給者証（様式第2号及び様式第2号の2。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

4 助成対象者は、受給者証の記載事項に変更が生じたとき、又は加入している医療保険に変更があったときは、子ども医療費資格変更（再交付・喪失）申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に受給者証を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

5 助成対象者は、受給者証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、申請書を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

6 助成対象者は、受給者証の有効期限が経過したとき、助成対象の要件が該当しなくなったとき、又は紛失した受給者証を発見したときは、受給者証（紛失の場合にあっては、発見した受給者証）を速やかに市長に返還するものとする。

7 助成対象者は、保険医療機関等で診察を受けるときは、保険医療機関等の窓口でその都度必ず受給者証を提示するものとする。ただし、保険医療機関等が県外にあるときは、受給者証を使用することができない。

(現物給付の支払事務)

第6条 市長は、保険医療機関等に対する支払事務等の処理を静岡県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(償還払等)

第7条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、償還払の方法により医療費の助成を行うものとする。

- (1) 受給者証の交付前に保険医療機関等に受診した場合
- (2) 県外の保険医療機関等に受診した場合
- (3) 保険給付の対象となる補装具の支給を受けた場合
- (4) 保険給付に準じて行われる柔道整復師及びはり灸師の施術を受けた場合
- (5) 未熟児養育医療、身体障害児育成医療、療育医療及び小児慢性特定疾患治療研究事業の公費負担医療制度において費用徴収された場合
- (6) その他現物給付によることができないと認めた場合

2 前項に規定する助成は、子ども医療費助成申請書（様式第4号）に領収書又はこれに代わるべき証明書を添付し、当該子どもが保険給付を受けた日から起算して1年以内に市長に提出した者に対して行うものとする。ただし、未熟児養育医療及び療育医療等の公費負担医療制度において費用徴収された額については、その決定があった日から起算して1年以内に市長に提出した者に対して行うものとする。

（助成額の支給）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定の上、申請者に支給するものとする。

（助成額の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な行為により助成額の支給を受けた者があるときは、その者に対し、助成額の全部又は一部の返還を命じなければならない。

（損害賠償との調整）

第10条 市長は、助成対象者が、対象子どもの当該療養に関し損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、助成額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成額の全部若しくは一部を返還させなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の袋井市乳幼児医療費補助要綱（昭和59年袋井市告示第5号）又は浅羽町乳幼児医療費補助要綱（平成7年浅羽町告示第36号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年12月28日告示第358号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の袋井市乳幼児医療費補助要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年9月28日告示第144号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の袋井市乳幼児医療費補助要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月26日告示第150号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の袋井市乳幼児医療費補助要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年4月30日告示第77号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の袋井市乳幼児医療費補助要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年7月30日告示第109号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の袋井市乳幼児医療費補助要綱の規定は、平成20年10月1日以降に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年8月27日告示第122号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年9月30日告示第154号）

（施行期日）

1 この告示は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の袋井市子ども医療費助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後に子どもが受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に子どもが受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(袋井市事務専決規程の一部改正)

- 3 袋井市事務専決規程（平成21年袋井市告示第116号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(袋井市母子家庭等医療費助成要綱の一部改正)

- 4 袋井市母子家庭等医療費助成要綱（平成17年袋井市告示第148号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成24年 3 月30日告示第68号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の袋井市子ども医療費助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後に子どもが受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に子どもが受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 6 月29日告示第132号）

この告示は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日告示第56号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 7 月22日告示第157号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の袋井市子ども医療費助成要綱の規定は、平成25年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成27年 3 月31日告示第79号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の袋井市子ども医療費助成要綱の規定は、平成27年 1 月 1 日診療分から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の袋井市子ども医療費助成要綱の様式により提出されている子ども医療費助成申請書は、改正後の告示の相当する様式により提出された書類とみなす。

附 則（平成28年 8 月31日告示第160号）

この告示は、公示の日から施行する。